

意見書

平成 24 年 8 月 16 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2011(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2011(案)」(以下、「本評価結果案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

領域	頁	意見
「電気通信事業分野における競争状況の評価 2011」(概要)	1	<p>【総務省案】</p> <p>1. これまでの経緯</p> <p>(3) 近年の無線のブロードバンド化に伴い、移動系データ通信のトラフィック量が急増する中、移動系通信事業者による無線 LAN へのオフロード化等の取組が進められているほか、スマートフォン等の移動系データ通信とFTTH等の固定系データ通信をセットで提供するサービス形態も登場しており、将来的には固定系と移動系の市場を一体的に取り扱うことの要否も視野に入れつつ、今後の動向を注視していくことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>データ通信において固定系と移動系の市場を一体的に取り扱うことについては、モバイルの観点から両者の通信の利用形態の違いを鑑みると、必ずしも相互に需要代替性があるとは言い切れないことから、懸念が残るものと考えます。従って、データ通信における両市場の連携や関係性等を検討していく場合であっても、固定系と移動系についてそれぞれ個別の分析・評価を行っていく必要があると考えます。</p>
第1章 移動系通信(音声通信、データ通信)	34	<p>【総務省案】</p> <p>第2節 移動系通信市場(音声通信、データ通信)の分析及び競争状況の評価</p> <p>2-4-2 VoIP (Voice over IP) サービス</p> <p>(4) ソフトフォンについては、さらに利用者数が拡大していくことが予想され、VoLTE (Voice over LTE) の導入も見込まれる中、移動系音声通信市場に与える影響等を把握する観点から、今後も注視していくことが必要である。</p>

領域	頁	意見
<p>【意見】</p> <p>昨今、全世界的にソフトウェアが急拡大している状況や海外のアプリケーションが広く日本にも流通している状況を踏まえ、今後の分析においては、諸外国の状況との比較や、海外のアプリケーション等の分析等、これらが日本市場にどのような影響を及ぼしているかというグローバルな視点からの動向把握を行うことも重要と考えます。</p>		
<p>【総務省案】</p> <p>第1章 移動系通信(音声通信、データ通信) 第3節 競争状況の評価 (今後の留意事項)</p>	65	<p>7. 今後の留意事項として、</p> <p>②ネットワークレイヤーにおいても、MVNOや移動系と固定系の連携サービスの動向を注視していくとともに、今後、データ通信専用端末の伸びが予想される中、音声通信とデータ通信別々の評価も視野に入れつつ(現時点では事業者別シエア等に違いは見られない)、データ通信専用端末、SIM ロック解除、M2M や音声通信への影響が予想される VoIP等の動向を把握していく必要がある。</p>
<p>第2章 データ通信(固定系)</p>	61	<p>第2章 データ通信(固定系) 第3節 FTTH市場の分析及び競争状況の評価 (今後の留意事項)</p> <p>9. 今後も固定系ブロードバンドの中心的存在となるFTTH市場については、売上高の推移やビジネスモデルの変化など、様々な観点から幅広く情報を収集し、その分析結果も勘案しながら評価を行っていくことが必要である。</p>
<p>【意見】</p>		<p>各市場において、サービスやビジネスモデルの変化等の観点から、その影響や市場の動向を把握することについては基本的に賛同します。しかしながら、上記記載に見られるように各種情報を幅広く収集し、動向の把握・評価を行っていく場合、収集したデータの取り扱いについて、事業者の事業活動への影響を配慮し慎重に対応頂きたいと考えます。</p>

領域	頁	意見
第2章 データ通信(固定系)	38	<p data-bbox="295 582 327 784">【総務省案】</p> <p data-bbox="335 582 367 1008">第3節 FTTH市場の分析及び競争状況の評価</p> <p data-bbox="383 582 414 1008">1. 本節では、「FTTH 市場」について重点的な分析・評価を行う。</p> <p data-bbox="430 582 510 1008">2. 具体的には、評価のための指標として、以下のとおり、従来の基本データに加え、近年の FTTH 市場の動向を踏まえ、評価に当たって勘案すべき要素について分析を行い、評価を行うこととする。</p> <p data-bbox="526 582 558 1008">(1) 基本データとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="574 582 606 1008">① 市場の規模(契約数、売上高) <li data-bbox="622 582 654 1008">② 事業者別シェア及び市場集中度 <li data-bbox="670 582 702 1008">③ 料金 <p data-bbox="718 582 750 1008">(2) また、評価に当たったての勘案要素として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="766 582 798 1008">① 設備競争の状況 <li data-bbox="813 582 845 1008">② 事業者間取引の状況 <li data-bbox="861 582 893 1008">③ 固定系と移動系の連携サービスの動向 <li data-bbox="909 582 941 1008">④ ISPとのセット販売 <li data-bbox="957 582 989 1008">⑤ 事業者グループの状況 <p data-bbox="1005 582 1037 1008">について、事業者アンケートや利用者アンケート等の結果も踏まえつつ分析を行う。</p> <p data-bbox="1101 582 1133 784">【意見】</p> <p data-bbox="1149 582 1276 1008">FTTH市場においては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、合わせて「NTT東西殿」という。)のシェアが設備ベースで77.3%、契約ベースで74.2%(いずれも2012年3月末時点)と独占状態にあり、こうした状況は、アンバンド等のネットワーク開放施策が不十分であることに起因する結果であると考えます。</p> <p data-bbox="1292 582 1372 1008">本年度評価においては、NTT東西殿の光ファイバ回線貸出数の割合における東日本地域と西日本地域の傾向の違い及びその割合が全国平均で5.8%であるという事実を指摘するに留まっています。それらに対する評価が為されておらず、評価結果と</p>

領域	頁	意見
第2章 データ通信(固定系)	61	<p>して内容が不十分であると考えます。メタルから光へのマイグレーションが進展する状況下においては、ADSLとの比較等によるネットワーク開放の進捗度及びネットワーク開放施策であるアンバンドルの整備状況等を評価すべきと考えます。</p> <p>これらの点より、今後、FTTH市場を重点分析するに当たっては、具体的に以下の項目を追加すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTH市場の事業者間取引市場における競争状況 <ul style="list-style-type: none"> －FTTH市場とADSL市場におけるアクセス回線の貸出割合の経年推移比較 －FTTH回線市場とADSL回線市場において、アクセス回線の貸出を受けている企業数の経年推移比較 ・NTT-NGNIにおけるオーブン化の度合い <ul style="list-style-type: none"> －アンバンドルメニューの内容 －アンバンドルメニュー毎の利用実績 <p>一例として、上記の項目のうちFTTH回線市場とADSL回線市場における回線貸出数の割合比較については、2011年3月末時点で、NTT東西殿のADSLに用いられるメタル回線貸出数の割合は概算で約65%※となり、本年度評価にあるNTT東西殿の光ファイバ回線貸出数の割合5.8%と比較するとその差は約58%と、ネットワーク開放の促進度合いに大きな差があることは明らかです。</p> <p>以上より、次年度以降にFTTH市場を重点分析する際には、例に挙げたような比較分析や、アンバンドルの状況分析等を項目に含め、ネットワーク開放度合い自体への評価と、それに紐づく課題を示唆して頂きたいと考えます。</p> <p>※1 「電気通信分野における競争状況の評価2010」より試算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西の設備シェア : 99.9% ・ADSL市場における契約数のNTT東西のシェア : 34.9% <p>【総務省案】 第3節 FTTH市場の分析及び競争状況の評価 (評価)</p> <p>8. 上記のような状況を勘案し、FTTH市場における市場支配力に関しては、</p> <p>① 東日本地域では、NTT東日本(シェア 80.5%)が依然として単独で市場支配力を使用し得る地位にあると考えられるが、第</p>

領域	頁	意見
第4章 法人向けネットワークサービス	14	<p>一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数の増加率が鈍化しつつあり、都道府県別の分析結果（NTT 東日本による光ファイバの貸出状況、料金水準）の他、NTT東西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めていること等も踏まえれば、実際に市場支配力を使用する可能性は低い。</p> <p>② 西日本地域では、NTT 西日本（シェア 67.4%）が単独で市場支配力を使用し得る地位は NTT 東日本と比較して低下していると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、東日本地域と同様、都道府県別の分析結果（設備競争の状況、料金水準）やサービス競争状況も踏まえれば、実際に市場支配力を使用する可能性は低い。</p> <p>【意見】</p> <p>第一種指定電気通信設備における規制措置が講じられているとされておりますが、光ファイバの開放やNTT東西殿の次世代ネットワーク及び地域IP網における機能アンバンドルは不十分なものであり、多数の事業者によるサービス競争※2が進展している状況にはないと考えております。このため、NTT東西殿の市場支配力の行使の可能性が低いと評価することは早計であると考えます。</p> <p>また、昨年度までのFTTH市場の評価においては、固定電話市場からのレバレッジ懸念が示されていましたが、本年度にはそうした評価が為されておりません。本年度においてもネットワーク開放の実質的な前進が見られないことから、引き続き固定電話市場からのレバレッジ懸念があることを明記すべきであり、また、その原因となっているアンバンドルの未整備等の課題について示唆すべきと考えます。</p> <p>※2 「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」による『光の道』構想実現に向けて取りまとめ」における定義</p> <p>サービス競争：他事業者から設備を借りてサービスを提供する事業者間の競争</p>
【総務省案】 第2節 WANサービス市場の分析及び競争状況の評価 (今後の留意事項)		<p>4. WANサービスの提供形態も、近年、クラウドサービスや各種アプリケーション等との一体的なサービスが提供され始めている</p>

領域	頁	意見
		<p>ことから、今後の分析・評価に当たった際の勘案要素として、その動向を把握していくことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>クラウドサービスについては、昨今、そのサービス提供が活発化しており、今後その動向を把握していくことに賛同します。特に、NTT東西殿がASPサービスやクラウドサービスの活用業務を利用したサービスを開始しており、これらはネットワークと上位レイヤーのサービスをセットで提供するものであることから、NTT東西殿の提供するASPサービスやクラウドサービスへの接続手段がNTTグループに実質的に制限されていないか等、WANサービス市場に与える影響について、十分注視する必要があると考えます。</p>
第2編 戦略的評価	-	<p>【総務省案】 (戦略的評価のテーマ)</p> <p>「FTTH市場」に関連し、当該市場に影響を及ぼす可能性のある事業者間取引の状況について把握するため、「FTTH市場における事業者間取引の状況」をテーマとして選定。なお、本テーマは競争評価と、2012年度から運用が開始された「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(注)との連携を強化する観点から、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」へのアプローチとしての分析にも資するものである。</p> <p>【意見】</p> <p>「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(以下、「公正競争レビュー制度」という。)と本制度との連携を強化する観点から、本年度の戦略的評価テーマを設定した点については賛同であり、次年度以降も同様に、公正競争レビュー制度との連携を促進させて頂きたいと考えます。</p> <p>また、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申の中では、競争評価における戦略的評価で「同一グループに属する事業者間の連携状況」の分析・評価を行い、公正競争レビュー制度における検証にフィードバックすることが、両制度連携の具体例として明記されていますが、弊社共としても、昨今の活用業務による業務範囲の拡大やNTTファイナンス株式会社殿による統合請求開始といった動きに見られるNTTグループのグループドミナンスの強化を非常に危惧しているところ です。従っ</p>

領域	頁	意見
競争評価の在り方全般について	-	<p>て、両制度の連携に当たっては、競争評価の戦略的評価のテーマにこの「NTTグループのグループドミナンス」を採り上げた上で、例えば下記を分析項目として、それが競争に与える影響について分析・評価して頂くことと要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おまとめ請求、NTTグループカード、IDログインサービス等のNTTグループ統合サービスの利用件数の推移 ・他業種を含めたNTTグループ間の連携状況(業務の受委託、バンドルサービス提供状況等) <p>このグループドミナンスの検証方法については、幅広くニーズを把握するため、また、有識者を含めて議論をするために、公開されたアドバイザリーボードの中で議題に採り上げることが有効であると考えます。</p> <p>【意見】</p> <p>1. 「総合的事業能力」の分析・評価</p> <p>NTTグループが公社時代から引き継ぐ「ブランド力」、「信用力」等は、その歴史的な背景より、当該事業グループのみが持ち得る価値であり、そこにどれだけの影響力があるかを分析・評価することは、NTTグループに属する事業者とその他の事業者との間に公正競争環境が確保されているかを評価する上で、不可欠な要素であると考えます。特に昨今、NTTグループが一体的な経営を掲げている中、「ブランド力」、「信用力」等の総合的な事業能力の評価が、現時点でまさに必要とされているところです。</p> <p>しかしながら、昨年度の評価結果では、事業者ヒアリングの中で挙げられた「企業グループ単位」、「ブランド力」等の項目をどのように市場の分析及び評価に反映させるかについては今後の検討課題とするとされ、また、本年度の基本方針においても、分析に用いる判断要素として「信用力」、「ブランド力」等といった「事業者の総合的な事業能力」が挙げられているにも係らず、本年度の評価結果を見るに、それらの項目の記載はなく、結果そうした分析・評価には触れられていない状況です。</p> <p>以上より、今年度の評価結果に、事業者の総合的な事業能力に関する分析・評価を今後の検討課題とする旨を追記すること及び次年度以降において、総合的事業能力を実際に分析・評価して頂くことを要望します。</p> <p>2. アドバイザリーボードのオープン化</p> <p>競争評価アドバイザリーボードの開催に当たり、平成18年度以降平成21年度までは、全回公開、若しくは、事業者から提出された情報を取り扱う可能性のある回のみ非公開とされてきましたが、平成22年度においては全5回中3回が非公開、本年度においては全4回全てが非公開となっております。しかしながら、競争評価のプロセスや議論の透明化を保つためには、原則として公</p>

領域	頁	意見
		<p>開すべきと考えます。</p> <p>特に、競争評価の「基本方針」、「実施細目」の決定に先立って開催されるアドバイザリーボードは、競争評価制度の在り方や分析・評価項目、戦略的評価テーマ選定等を検討する重要なものであることから、確実に公開して頂くことを要望します。</p> <p>3. 市場支配力の「行使」</p> <p>本年度の基本方針の中で、「競争状況の分析に用いる判断要素(定性的要因)」については、市場の状況・事業者の地位及び従来の競争状況・利用者の指向等の3点において、それぞれ要因が明記されています。しかしながら、評価結果においては、市場支配力の「行使」に対し、基本方針で挙げられた要因の一部が示されているに留まります。</p> <p>市場支配力の「行使」を評価するに当たり、様々な要因を総合的に判断する点については承知していますが、基本方針内で挙げられている各要因について、その評価を明示すべきと考えます。</p>

以上